

見守り
新鮮情報

ネットバンキング を悪用した 還付金詐欺に注意



©Kurosaki Gen

市役所職員を名乗る男性から「健康保険料の払い戻しが約3万円ある」と電話があり、払い戻しをしてもらうことにした。その後、払い戻し先の口座がある**金融機関**を名乗った電話があり、**暗証番号**を聞かれた。教えたくなかったが「キャッシュカードや通帳がそちらにあるので大丈夫」と言われ、伝えてしまった。不安になり、その金融機関に確認すると、勝手に**インターネットバンキング**の申し込みがされていた。(60歳代 男性)

ひとこと助言

「お金が返ってくる」は詐欺!



見守るくん

- 還付金詐欺はこれまでATMで振り込ませる手口が主でしたが、ネットバンキングを悪用した還付金詐欺の相談が寄せられています。役所などの公的機関をかたり「保険料の還付がある」などと電話し、還付金を受け取るためと言って銀行口座の番号や暗証番号などを聞き出し、本人に成り済ましてインターネットバンキングの利用を申し込み、預金を他の口座に不正に送金する手口です。
- 公的機関や金融機関などが、口座番号や暗証番号などを聞き出すことはありません。絶対に教えず、すぐに電話を切ってください。
- お金が返ってくるという電話は、詐欺の可能性があります。すぐに最寄りの警察やお住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください(警察相談専用電話「#9110」、消費者ホットライン「188」)。

本文イラスト：黒崎 玄

見守り新鮮情報 第436号(2022年11月1日)発行：独立行政法人国民生活センター

ご相談は、尼崎市消費生活センターへ

相談専用

☎06-6489-6696

受付時間

平日9:00~12:00・13:00~16:00



“押し”に会えない可能性も！ 転売チケットの購入トラブル

事例

息子と夫が、男性歌手のコンサートに行くことになった。チケットは定価1枚1万2千円程度とのことだったが、購入後、息子から2枚で約3万8千円だと聞いた。高すぎると思い確認すると、息子は転売仲介サイトで購入していたことが分かった。検索

サイトで検索結果の一番上に表示されたので、正規のサイトだと思ったようだ。男性歌手の公式サイトには「転売仲介サイトで購入したチケットと判明した場合は入場できない」と書かれていた。(当事者：高校生 男性)



入場：
できない!?

@Kurosaki Gen

.....ひとことアドバイス.....

- 「〇〇(歌手の名前) ライブ」などと検索すると、検索結果ページの上部に、転売仲介サイトの広告が表示されることがあります。公式チケット販売サイトだと勘違いしやすいため、注意しましょう。
- 転売チケットでは、入場できない可能性があります。また、公演が中止や延期になった際の払い戻しなども困難な場合があります。
- チケットのうち、特定興行入場券の要件を

満たすチケットについて不正転売をおこなった場合、チケット不正転売禁止法違反として罰せられる場合があります。不正転売は絶対にしてはいけません。チケットを譲りたい場合は、公式のリセールサービスを利用しましょう。

- 困ったときは、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください(消費者ホットライン188)。



さぼーとくん

ご相談は、**尼崎市消費生活センター**へ

相談専用 ☎ **06-6489-6696**

受付時間 平日9:00~12:00・13:00~16:00